

平成26年度第1回 芦屋市心身障害児適正就学指導委員会 会議要旨

日 時	平成26年6月4日(水) 13:00~14:10
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 河盛 重造 (芦屋市医師会副会長) 副委員長 北尾 文孝 (芦屋市立朝日ヶ丘小学校長) 委員 鳥越 雅也 (芦屋市福祉部障害福祉課長) 伊藤 浩一 (芦屋市こども・健康部保育課長) 越智 恭宏 (芦屋市こども・健康部健康課長) 堺 執 (三田谷治療教育院理事長) 森下伊一郎 (兵庫県立芦屋特別支援学校長) 荒谷 芳生 (芦屋市立潮見幼稚園長) 秋本 孝幸 (芦屋市立山手中学校教頭) 瀧ノ内秀都 (芦屋市立潮見小学校教諭) 上月 敏子 (芦屋市立打出教育文化センター所長) 事務局 福岡 憲助 (芦屋市教育長) 伊田 義信 (芦屋市教育委員会学校教育部長) 井岡 祥一 (芦屋市教育委員会学校教育部主幹) 山中 朱美 (芦屋市教育委員会学校教育課主査) 浦山 佳代 (芦屋市教育委員会学校教育課主査) 欠席委員 寺内 嘉一 (芦屋市医師会長)
事務局	芦屋市教育委員会学校教育課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付式
- (2) 正副委員長選出
- (3) 教育委員会からの諮問
- (4) 審議
  - ① 報告事項
    - 平成25年度 就学指導の結果について
  - ② 協議事項
    - ア 専門部の設置について
      - ・専門部員の指名について
      - ・専門部への付託事項について
    - イ 適正就学指導の流れについて
      - ・平成26年度入学児童・生徒の追跡調査について
      - ・平成27年度就学予定児童生徒の実態調査について
      - ・その他の心身障害児の適正就学に関する実態調査について
      - ・調査書式について
- (5) その他

2 提出資料

- 資料1 芦屋市心身障害児適正就学指導委員会規則
- 資料2 平成25年度 芦屋市心身障害児適正就学指導委員会審議結果一覧
- 資料3 芦屋市心身障害児適正就学指導委員会専門部員について
- 資料4 適正就学指導の流れについて
- 資料5 教育上特別な配慮のいる児童生徒の追跡調査について
- 資料6 平成27年度 小・中学校入学予定児童生徒のうち、教育上特別な配慮のいる児童生徒の調査について
- 資料7 調査書式

### 3 審議経過

- (1) 平成25年度芦屋市心身障害児適正就学指導委員会の審議結果に基づく、今年度入学児童生徒の措置先等について、事務局から報告を行った。
- (2) 専門部の設置について、次の点に関して協議を行った。
  - ① 専門部員の指名について
  - ② 専門部への付託事項について
- (3) 適正就学指導の流れについて、次の点に関して協議を行った。
  - ① 平成26年度入学児童・生徒の追跡調査について
  - ② 平成27年度 就学予定児童生徒の実態調査について
  - ③ その他の心身障害児の適正就学に関する実態調査について
  - ④ 調査書式について

#### [主な質疑・意見・結論]

- 調査票の乳幼児健診の欄は、行政の資料に基づいているのか。⇒母子手帳などで、1歳半健診、3歳児健診等について記入する。他市から移ってきたら、他市のものでもいい。
- サポートファイルは、発達の過程に途切れない支援をしていくために、一つの書類にまとめている。
- サポートファイルはもともと発達障害を対象にして作られたものであるが、芦屋市はすべての方を対象にしているのか⇒すべての方が対象だが、障害があるから必ず作成しなければならないということではない。
- サポートファイルには、個別の教育支援計画や個別の指導計画をはさむのか。保管は誰がするのか⇒はさむ。サポートファイルは保護者が保管する。学校は必要なページを保護者の許可を得てコピー保管する。
- 市内に所在不明の児童はいないのか。⇒現時点ではない。
- 県立芦屋特別支援学校の通学区域が変わる。今までは芦屋市と西宮市が通学区域だったが、神戸市の3中（本庄、本山、本山南）からも受け入れる。
- 今年度は特別支援学級69名、芦屋特別支援学校に23名の在籍があり、殆どそのまま進級していく。
- 発達障害のある児童生徒は通常学級に在籍し、学校生活支援教員が通級指導などで見ていく。別室指導をし、教育課程が違うので、指導要録に記入する。
- 発達障害のある児童生徒を適正就学指導委員会で見ていくかどうかは今後の課題である。
- 今年度、上記(1)(2)(3)について、事務局提案を承認する。

以 上